

普通財産売払一般競争入札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、普通財産を一般競争入札(以下「入札」という。)により処分を行なうため別に定めるもののほか必要な事項を定める。

(処分の対象)

第2条 入札により処分を行う財産(以下「処分地」という。)は、市として利用計画がなく比較的大規模な土地を住宅用地等として処分するものとし、入札者、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない土地は随意契約で処分できるものとする。

2 利用の実情等に照らし適当と認められる場合は、処分地を分割又は統合して入札に付すことができる。

(処分地の確認)

第3条 処分地については、事前に境界標柱等現況を調査し、隣接土地所有者との境界確認を行い、地積測量図、公図写、登記事項証明書等を整備しておくものとする。

2 前項の場合には、都市計画法、建築基準法等による規制内容及び上下水道、電気並びにガスの供給施設の有無等を記載した物件調書も併せて作成しておくものとする。

(入札参加資格)

第4条 入札参加資格を有しないものは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員とする。

2 令第167条の5の規定により定める入札参加資格者の資格は、次のとおりとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する風俗関連営業その他これに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しない者

(2) 市税等を滞納していない者

(3) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者

(入札の公告等)

第5条 入札の公告は、次に定める事項について、市広報その他の方法により行うものとする。

(1) 処分地の所在地、面積、条件等

(2) 入札に参加する者(以下「参加者」という。)の資格に関する事項

(3) 申込場所及び期限

(4) 入札、開札の場所及び日時

(5) 入札を無効とする場合に関する事項

(6) 入札保証金、契約保証金に関する事項

(7) その他必要な事項

(入札応募要領)

第6条 入札応募要領には次に掲げる事項を記載し、希望者に配布するものとする。

(1) 参加者資格

- (2) 入札保証金
- (3) 入札の無効
- (4) 落札者の契約締結期限
- (5) 契約保証金
- (6) 物件調書等
- (7) 入札書式
- (8) 契約書式
- (9) その他必要な事項
(提出書類)

第7条 第7条 参加者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 市有財産一般競争入札参加申込書(第1号様式)
- (2) 利用計画書(第2号様式)
- (3) 市税完納証明書
- (4) 申込者の住民票の写し(外国人の場合は外国人としての住民登録を証明する書面。
ただし法人の場合は登記事項証明書(現在事項全部証明書))
- (5) 身分証明書(申請者が個人の場合。本籍地のある役所、役場の発行する身分証明書)
- (6) 誓約書(第3号様式)
- (7) その他必要な書類

2 前項第4号及び5号に掲げる書類については、過去2年の間に市有地の購入等のために提出した内容に変更がない場合は、誓約書(第4号様式)を提出することにより不用とする。

(予定価格の決定)

第8条 処分地の売払予定価格については、不動産鑑定士による鑑定評価額等を参考にし
て決定するものとする。

2 当該価格を記載した書面を封書にして、開札の際これを開札場所に置く。

(参考価格)

第9条 処分地の所在地周辺の公示価格、基準地価及び取引価格等を参考にし
て算出した価格を、参考価格として公表することができる。

(入札保証金)

第10条 入札保証金は、入札金額の100分の5以上に相当する額を、別に定める方法
で納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された保証金について、返納されるまでの間の利息は付さない
ものとする。

(入札書の提出)

第11条 入札書の提出にあたり、次に掲げる事項を参加者に周知しなければならない。

- (1) 入札書は、所定の入札書により、本人又はその代理人が出頭して封書にて提出する
こと。
- (2) 入札書には、入札者の住所、氏名(法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名)
を記入の上、押印すること。
- (3) 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出すること。

(4) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができないこと。

2 入札の執行前において、やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止することができる。

(入札の無効事由)

第12条 浜松市契約規則(昭和39年浜松市規則第31号)第13条に該当する入札は無効とする。

(開札)

第13条 開札は、入札の場所において、入札終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

(落札者の決定)

第14条 落札者は、予定価格以上、かつ最高金額の入札者を落札者とする。この場合において、最高金額の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決める。

2 開札の結果、最高入札金額が予定価格に達しないときは、直ちに再度入札を行う。

(入札結果等の通知)

第15条 落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、参加者に通知するものとする。

2 落札者には、契約の締結について必要な事項を通知する。

(入札保証金の返還)

第16条 入札終了後、入札参加者に入札保証金を返還する。ただし、落札者の入札保証金は売買契約を締結したときに返還する。

2 落札者の申し出により第20条の契約保証金に充当することができるものとする。

(契約の締結)

第17条 落札者は、「市有財産売払決定通知書」を受理した日から7日以内に所定の売買契約書により売買契約を締結するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金は、市に帰属する。

(用途の制限)

第18条 落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める風俗関連営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

(議会の議決を要する契約の措置)

第19条 浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年浜松市条例第26号)第3条に該当する契約を締結しようとするときは、議会の議決のあったときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を作成し、議会の議決後本契約書を作成する。この場合において、当該契約書に、議会の議決のあったときに本契約としての効力を生ずる旨を記載することにより、本契約書の作成を省略することがで

きる。

(契約保証金)

第 20 条 契約締結時までには、落札者に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 契約保証金は、落札者の申し出により、売買代金に充当することができる。

(売買代金の納付)

第 21 条 落札者は、売買代金 (前条第 2 項の規定により契約保証金を売買代金に充当する場合は市が指定する金額) を、指定する期日までに納付しなければならない。

2 落札者が前項の金額を納付しないときは、契約を解除することができる。この場合、契約保証金は市に帰属する。

(所有権移転等)

第 22 条 売買代金の納付を確認した後、落札者の請求により、処分地の所有権移転登記手続を行う。

(公租公課等)

第 23 条 売払後の処分地の所有権移転に要する登録免許税及び所有権移転後の原因により生じた公租公課等は、落札者の負担とする。

(その他)

第 24 条 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

附 則

この要領は、平成 14 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

市有地売払一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

令和 年 月 日付けで公告された、市有地売払一般競争入札の参加資格・条件内容等を承諾の上、次のとおり参加を申込みます。

物件番号

受付番号

印のところは、記入しないでください。

住所 (所在地)	〒 -
電話	() -
氏名 (会社名) (代表者名)	(フリガナ)

注)・氏名(会社名)の印は、印鑑証明書の印を使用してください。

・代理により入札参加を行う場合は、別途委任状が必要となります
(切取り線)

市有地売払一般競争入札参加受付書

令和 年 月 日

様

下記物件について、市有地売払一般競争入札参加申込みを受付しました。

物件番号

受付番号

浜松市財務部アセットマネジメント推進課

確認印

(第2号様式)

利用計画書

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

住 所
(所在地)

氏 名
(会社名及び代表者名)

次のとおり利用計画書を提出します。

利用計画					
	建物概要	建築面積	m ²	建物着工予定日	
		延床面積	m ²	建物完了予定日	
構造			建築費	円	
資金計画	自己資金内容				
	借入れ計画				
備考					

(第3号様式)

誓約書

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

私もしくは当法人及び当法人役員等は、浜松市暴力団排除条例第2条に規定する以下のすべてに該当しないことを誓約します。

暴力団であること

暴力団員等であること

暴力団員等と密接な関係を有する者であること

上記のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体であること

上記の者でないことを確認するため、浜松市が必要な場合には、本様式に記載されたすべての者の個人情報を、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することについて同意します。

1 申込者（個人の場合） 氏名 _____

(ふりがな) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所

2 申込者（法人の場合） 法人名 _____
代表者氏名 _____

申込時点の役員

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所
代表者				

役員とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。

(第4号様式)

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

提出書類の記載内容に係る誓約書

年 月 日に市有地の購入等のため提出した下記の証明書等について、記載内容が全て事実と相違ないことを誓約します。

上記について事実と相違があった場合は、納入済みの入札保証金及び契約保証金は浜松市に帰属することについて同意します。

記

住民票の写し

法人登記事項証明書

身分証明書（本籍地のある役所・役場の発行する身分証明書）

該当する書類の に「レ」点を記入

以上

(参加者) 住 所・所在地

氏 名・名 称
(会社名・代表者名)

印